

郡山市告示第184号

市税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第329条、第335条、第371条及び第458条の規定に基づく書類の送達を受けるべき者のうち、別紙に掲げる者については、その住所・居所、事務所又は事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第6条の規定により公示送達する。

については、当該書類を郡山市税務部収納課において保管しているので、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年7月10日

郡山市長 椎 根 健 雄

調定 年度	課税 年度	期別	氏名
R07	R07	04	佐藤 進(建進内装)
R07	R07	04	株式会社A・Sオフィス

調 定 年 度	課 税 年 度	期 別	氏 名
R08	R08	01	渡邊 拓也
R08	R08	01	二瓶 信一
R08	R08	01	佐藤 進
R08	R08	01	有限会社大和コーポレーション
R08	R08	01	二瓶 尚裕
R08	R08	01	青木 一郎 外1名

調 定 年 度	課 税 年 度	期 別	氏 名
R08	R08	01	安藤 平久
R08	R08	01	松谷 俊
R08	R08	01	佐藤 進
R08	R08	01	佐藤 進
R08	R08	01	佐藤 進
R08	R08	01	槁本 望美
R08	R08	01	浦瀬 淳子
R08	R08	01	磯村 宏介
R08	R08	01	星 龍晴
R08	R08	01	東 実咲